

日高御坊由來

日高

附

湯川傳記
御坊來由

日高御坊來由

一、日高御坊と申は人皇一百六代

後奈良院の御宇に在田・日高・牟婁三郡の領主湯川直光入道政岸の草創し給ふなり。其來由は天文元壬辰年、細川・三好兩家の確執（細川晴

元・三好海雲ヲ河内國本願寺ニ攻め圍み海雲不叶して終ニ自殺すと云ふ）に、湯川家細川の手に屬し河内に發向し敵城より押し寄を數日挑ミ戦ひしに、細川勢敗績ニ及び湯川の手勢も若干討死ゆへに、山科本願寺に使を立て、上人を願み奉りけり。法主光教承諾ましく、和河兩國之門徒へ御書きを下し、直光の軍を助け志む。因りて直光大勝利を得て本領に帰陣す。此時上人より騎馬三十人の兵を副へ、南紀小松原の居城に送り給ふ。飯説直光此度の軍に勝利を得しは、全く上人の高徳、其上御立教をも聴聞し出離の一大事を會得し、二世の大利を蒙り給ふゆへ、此芳恩をいつの世にか忘るべきとて、吉原浦に一字の御堂を建立し給ひけり。

一書二曰

天文年中湯川政岸河内國にて、四國の三好家と相戦ひ、政岸打負け本願寺に願入、其願にて其軍理運ニ相成り本領に飯陣せしめ、本願寺へ御礼の爲日高郡吉原と申所へ御堂建立す云ふ。

一書二曰

天文元年湯川民部太輔直光攝州江口ニテ三好長慶と戦ひ敗北せし時本願寺證如上人、直光が軍を助けて騎馬三十人を副へて小松原の城に皈らしむ。直光其恩を謝せん爲ニ吉原に御堂を建立すと云ふ。

天文元年ハ三好長慶幼少にして母と共に、河内國本願寺の囲ミを忍び出で、阿波國に遁るといへり。

考ふるべし

一書二曰

享祿元年細川・三好両家の確執ニ湯川家、細川の手ニ属し、河内ニ發向し敵城ニ押寄数日挑戦しに、細川勢終ニ敗績に及びけり。此時湯川の手勢完竟の勇士若干討死せしゆへに、主人其場を遁れ石山本願寺へ駈込、下間刑部に法橋を以上人に頼ミ奉りけり。證如上人承諾在て暫く廢軍の勞れを慰め、紛散せし士卒も主人の所在を聞き傳へ、尋ね來りて皈國を勧めければ、上人聞召され其人数にてハ不足なりとて、一騎當千の武士拾六騎相添へ、本國日高小松原之城へ無事ニ届け玉ふ。如斯厚き御加恩を蒙り玉ふ故、其報恩のためにと天文元壬申年當郡吉原浦へ御堂建立すと云ふ。

享祿元年ハ證如上人十三才山科似御在住、天文元年八月二十四日上人十七歳、山科御焼失、夫より石山を以て御本山とす。

考ふるべし

て、

享保十九年賢藝の南紀二畠山高政と三好長慶との戦ひ、直光討死の
● 実記以て藺御坊の來由とせしは、大なる非なり用べからず。

直光靈夢を感じるによりて、在田郡星尾山神光寺の靈佛立像の阿弥陀
如来像を安置し、僧了賢なるものを以暫く勤役をしむ。或時直光情お
もへらく、諸国千戈不治世の中なれば、我等も戦場に討死せじて、誰
が此坊舎を守護するものあらんとて、二男治部少輔信春を招き、汝出
家して此寺に住すべし。幸ひなるか那蕃妻狹子の宗義とあれば、假令
湯川の家滅ぶとも汝の子孫は相續すべし。さあらば永く此寺の守護職
として、浪花の御坊を崇敬し一門の後世を弔ふべしと、念比ねんころに教訓な
りければ、信春は父の命二従ひ給ふ。剃髮して法名唯可と號す。或時
石山本願寺へ参上し、一宇建立志願の旨父直光の素懐なりと具に言上
す。證如上人御感淺からず。唯可を召して法名を祐存と下し給り、猶
上人の御自影を給り、尊重限りなかりけり。其後天正三乙亥年顯如上
人より、右御存生の御真影故親しく御拝覽在らせられし度旨に付、早
速供奉申て差出しければ、其時御裏御添書ヒ候左之通り。

本願寺 釋證如 御判

釋顯如 御判

證如上人真影

天正三載乙亥三月九日書之

紀彛日田河郡吉原坊舎常住物

右の御堂左之通り

一表拾間

一裏拾壹間

一境内

東西三十八間
南北四十五間

一築地高サ八尺上口壹間

一堀上口八間

一撞樓壹間半四方

然處天正十三乙酉年太閤秀吉公當國へ御勢發向の砌、海陸の軍勢中々難防ク故ニ湯川本城を開き熊野へ落行給ふ。其れゆへ上方の甲乙一人一郡ニ充満して、神社佛閣の差別なく狼藉の放火ニ、吉原野御堂諸宇余

残回祿す

吉原の寺跡は今の松見寺の地是也。同寺はもと
浄土眞宗なりしに寛永十二年に天台宗ニ改宗す

此時御本尊をば藺浦の

住人岩崎園宗守護し奉り、御影は住僧祐存供奉して共に熊野ニ落行けり。翌十四年漸く郡中靜謐ひびニなりければ、郡中の僧俗心を合せ藺浦の

椿原と申所へ仮堂を立て、都合拾年の間此地に在しくける。

今の御坊村古

寺内と申す處是也

或時御本尊失せて御所在存ニ智しざれば、郡中野門徒所々方々

訪ねけるに、有田郡星尾村神光寺ニ有之由聞へければ、見届のため門徒兩三人立越し窺ひしに、相違もなけれど用心嚴敷してい、願て取に來ば打果さんなど、沙汰しければ人々是に恐れて暫く扣へ居けるに、財部村の住人久左衛門といふ人、我こそ取り販し奉らむとて、彼地へ

立越し難なく供奉して、再び假堂に安置し奉りけり。是備ひとけに久左衛門の出精ゆへ、其已來正月の御供物鏡餅を右の子孫へ贈り遣して、其功賞し來りぬ。其後文祿四乙未年淺野紀伊守殿御代、佐竹伊賀殿守奉行として、藪浦・蔦村兩村の荒地にて、四町四方の境地を賜はり、地名を御坊町と稱し、高七十八石八斗一合、此町六町九反七畝三步、諸役御赦免成し給はる。則今の地是也。

右之御堂境内左の通り。

一表 五十間 一裏 四十間

入山三方寺の 彼假堂を茲に移し夫れより三拾六年後、寛永七庚午年京都本山より奉記
録には寛文 行下向ありて御堂再建し給ひけり

七年トアリ

一表 拾間 一裏 拾間半

(森)

一屋敷 東西三十二間 一築地 高サ八尺上口一間
南北四十五間

一鐘樓 一間半四方

草創以來寺號無之、公辺二於てもいかに思召されける処。寛永十二乙亥年京都本山御影堂御再建二付、郡内の僧俗心を合せ當日高山中より槻材木伐り出し献上す。此時前住准如上人の御影御下附相成る。御礼の爲眞了坊祐玄上洛候處八木藏人を以て、何なりとも望の筋申上げ扁甲く旨宣命を蒙り、眞了を召して西圓寺と下し給ふ。因りて御坊西圓寺と稱し來り候なり

巳上

開基以來二世祐存祐圓の間寺號無之、公邊に於てもいかゝにも思召ける處、

第三世眞了坊祐玄の代に爲り、京都本山御影堂再建に付、郡内の僧俗心を一にし、當日高山中より槻材木伐り出し献上せられける。此時前住准如上人の御影御免被下、四月十六日付を以當御坊へ御堂衆、光瀨寺殿供奉御下向御移徒、御法會御執行被爲在候、夫二付早速眞了坊上洛御願申上ぐ扁きの慮、御影堂御用材御取持の爲、東西二奔走し且又宗旨の改、秘事法門の族、皈宗の扱い等二力を尽し暇なかりければ、漸く八月下旬上京右木の次第八木藏人・全隼人兩人を以具二言上二及びける處、御門主良如上人御感不斜、眞了を召して向後寺號を西圓寺と稱すべきなり、直二仰を蒙り奉る。干時寛永十二乙亥年八月廿七日（御遣書八廿八日也）

御寺内御檢地之写

御坊町寺

東町

式百参拾八 一屋敷式畝九步 高三斗二升二合 寺

式百参壹九 一上畑壹畝拾式步 高式斗三合

式百四拾 一屋敷式拾四步 高一斗一升二合 喜右衛門

是八一畝二十八步 二斗三升八合之内林兵衛林庵卜分地

式百五拾式 一同五畝三十一步 高七斗九升八合 市右衛門

式百六十八 一中畑二十四步 高一斗 善右衛内

是八一畝十五步 一斗八升七合五勺之内林兵衛林庵卜

高合一石五斗三升五合 分地

内 田高 一石二斗二升二合
畑高 三斗 三合 寺分他屋敷

東町

式百六十 一中畑式畝拾式步 善右衛門

西圓寺屋敷

内貳拾四步屋敷成り 高一斗一升二合

内一斗二合屋敷增高

壹畝拾八步畠 高二斗

高合 三斗一升二合

内 田高 壹斗一升二合

畑高 貳斗

中町

貳百三 一上畑壹畝六步 高一斗七升四合 西了

中町

貳百四 一屋敷壹畝二十一歩 高二斗三升八合 西了

高合 四斗一升二合

惣高合 二石二斗五升九合

此地ハ御堂御再建ハ准如上人之御代住僧ハ西了坊祐圓也。夫より眞了坊・祐玄律師・祐賢法橋師・秀賢法橋右四代之間御堂より御年貢相違なく上納仕來候處。六世超溪勝手不如意二付右屋敷畑共、享保八年卯九月代銀七百目餘にて東町井筒屋源右衛門へ譲り申候處。後元文四年未ノ霜月、右の屋敷・畑共御堂へ寄附被致、以來御年貢御堂より毎年上納申事に候。

寺號御免は寛永十二年八月廿七日西圓寺眞了

取次

八木隼人
八木藏人

肝煎也

今度日高郡より槻材木献上御御馳走申上候。御褒美二被下候者也。又日高郡宗旨の改有之二付、日高郡の分は眞了と判せられ候。寺號無之候二付如何の由、郡奉行小林善左衛門其外・日高郡小泉長兵衛・御代官□兩人ながら同事二被申候。故眞了上洛右隼人・藏人兩人を以申上候。御門跡様ら聞尋被下候也。即兩人方より小林善右衛門・小泉長左衛門方へ書状を送り候者也。

菌御坊住職歴代

一 第一世 祐存

湯川中務少輔直春の舍弟治部少輔春信初唯可と稱し、後證如上人より祐存と付給ふ。又眞西とも號す。隱居して秋蟬居士といふ。好んで笛を吹く。沈々たる遙夜二夢も締ばず、枕ニすたく蟲の聲々いとど淋しき折柄ニ、笛を取出して志ら扁けるに忽蟲の音止虫類も笛の音を感じると覺ゆ。夫より此笛を虫おひといふ。

貳歳にて往生す。

一 第三世 祐圓

む。
八拾

天正十三年湯川落城、一族熊野へ落行。此時直春の伯父湯川安藝守宗慶、其子息右近生年九歳なりければ、汝此ノ度我供難叶、跡に残りて信春入道の養子と成り、一門の後世を弔ふべしと申ければ、右近は父の袂二すがり、言葉はなくて涙ながら

立わかれいつかは父を三熊野の

神より外にたのむかたなし

拾参歳にて出家して、西了坊祐圓と號す。名帳を作り門徒をすゝむ

一第三世 祐玄

祐圓の養子。藺浦津本七左衛門四男熊四郎。祐圓娘玉と婚す。眞了坊祐玄と號す。

一書二曰 河内國眞超二順て學門す。依りて眞了と號す。實名祐玄といふ。寛永十二年八月大法主より寺號を給ふ。夫より御坊西圓寺と稱す。

一第四世 祐賢 高家竹のはな塩路氏の娘を娶りて室とす

祐玄の實子、寛文元年六月三日禁友権律師祐賢法橋二被成下け舎弟壽延は天性寺二住す。長男正元と申は弱年より病身二山の道場へ入寺致させ候。三寶寺是也。二男の秀賢御坊西續致し候。然る處兼て支配下高家道場年久敷無住二付、御寺より支配致し來り。小僧共を遣し置候處、右の道場二木

付、入
圓寺相
坊西圓

佛尊形
高家道
御下附
也。且又
圓寺より
開基ハ興
蹟ニ有之
リ候事也。

一第五世 秀賢

願度、且家號の志願ニ付寂如上人の御代ニ、西圓寺の號を
場ニ附し、木像尊形相願候處、寛文四年辰六月ニ木像尊形
相成り、此時高家村西圓寺願主祐賢と御免ん許被成下候
入山三寶寺も病身の正元を住職似致候も、全く右御坊西
相分れ候事故、先祖の墓印も彼寺内ニ有之候。高家道場
国四年の記録ニ相見へ、御坊西圓寺よりハ至りて古き事
候得共、小庵故、子孫断絶の後御坊西圓寺より支配し來
元禄四年十一月十二日祐賢八十歳ニ而往生す。

祐賢の次男ニして三寶寺正元の弟也。元禄十三年八月二十四日權
律師ニ任ぜらる。法名親の通り權律師祐賢法橋と免許せらる。正
徳三年十二月二十六日六十歳菌御坊頓死。

一第六世 賢藝 正徳四年正月超溪二十三歳後目相續ト云フ

秀賢の實子。初大和國泊知ニ随ひ學問す。超溪と號す。拾八歳或
云二十三歳ニて住職。權律師賢藝法橋と稱す。才智人ニ勝れたり
といへども、性質行状不宣。終ニ上聞ニ達し享保十九年寅の春、
御本寺より、職務被召上自庵高家道場西圓寺へ蟄居被申付、寛保
保三年亥六月五日高家西圓寺ニ卒す。

此時迄御坊は西圓寺と称志、高家ハ唯道場と唱ふ。

賢藝隱居の後に、鷺森御坊役僧專光寺御差向。暫く御坊御留守居

相勤申候。

一第七世 正賢

右ハ三寶寺正元の息也。享保元年子四月權律師に任ず。元文二年丁巳七月御坊御留守居職被申付、夫より御坊三寶寺と稱す。宝曆五年七拾五歳にて隱居す。

一第八世 教隨

右ハ正賢の實子。寶曆五年亥霜月御坊御留守居職御申付。寛政十一年未年七十三歳ニ而隱居す。

一第九世 賢隨

右ハ教隨の實子。廿九歳ニて御堂御留守居職御申付。二十ヶ年間勤役。

一第十世 賢了

右ハ賢隨の弟、四十五歳ニ而御留守居職被申付十一ヶ年勤役。文政十一子年退役隱居す。

最初祐存已來湯川正血之兩寺より、連綿相續致候處、此度外寺へ被申付候義、子孫之身ニとりて歎敷候

文政十亥年御坊第十世御留守居役、三寶寺賢了病氣ニ付役儀難相勤退役願度ニ付、右御留守居職ノ義ハ、湯川直光御建立以來西圓寺・三寶寺湯川正血の兩寺之内より相勤來候處、此度三寶寺退役ニ付而破、跡役の儀破先規之通り西圓寺より相勤候様。若し西圓

處、
候義

決、末

付、文

を申立、

訴申上候

處、御輪番

上、御申渡二

坊所御記録二

行所二も御含

一代限にて、

可被願出旨、

置、日高末寺

付。好淨寺智廣

寺難相勤旨申候はゞ、西圓寺の差圖二任せ、跡役早々相極候様致
度との趣。三寶寺より當寺年行司財部村好淨寺へ頼み二被參候

好淨寺より右之義西圓寺へ出意無之、自分相勤申度所存有之

二テ、末寺中へ度々寄合相談の末、跡役の儀ハ好淨寺と一

寺惣代二ハ常福寺印形致し、鷺森御記録所へ被願出候由二

政十亥九月西圓寺住職賢信より、日高御坊湯川建立之由緒

鷺森御坊御記録所並寺社御奉行所へ、内存書を以再三願

二付、翌文政十一子二月鷺森御坊所へ御召二付罷出候

所野專光寺・常通寺列席二而、色々御利害御諭しの

ハ先達て已來、其寺歎願之趣至極尤二候得者。當御

詳細留置、猶拙僧初役役僧中也含置、且又寺社御奉

置被成下。深重之思召も有之候間、好淨寺儀ハ當住

假令新發意有之候共後職相叶間敷、向後先規之通り

日高年番安樂寺同席二而被申渡。猶安樂寺能々承り

中へ此旨披露致旨ヒ申付候ノ内、存歎訴願下ケ致

へ御留守職被申付候也。

右智廣五十余歳二而御留守居職被申付、七ヶ年相勤天保五年午三
月發病相果て時、又々跡役之義好淨寺新發意賢隨二相願度、末寺
一統の評決二付、先好淨寺智廣へ役儀ヒ申付候節。假令新發意有
之候共後職相叶ふ間敷旨、御輪番所御取扱二有之候處、此度も又

候。
高御
末寺
より
趣、段
先代二

候好淨寺へと相願候付、ふ得止寺國御両方へ、當寺住職賢信より再三歎訴申上候處、天保六年未九月二十日、寺社御奉行西山與七郎殿御屋敷へ、西圓寺門徒年行司御呼登しに付、當寺且中利兵衛寺人罷出候處、寺旦一心底之趣段々御聞糺し二相成り候付。一旦好淨寺へと相願、御留守居職を奪取つて、私共手次西圓寺へ、被申付度と強て申義二而は無之、日高御坊開闢以來西圓寺・三寶寺湯川直光正血之両寺より連綿相續仕來候處。去ル文政十一子二月より、外姓好淨寺へ被申付候義、古來之規格もはつ連、私共手次西圓寺身二取りてハ先祖へ對しふ孝。旁々以歎ク敷奉候存間、何卒古來之由緒相立候様、子孫の身二取てハ聊ニても、先祖ニ孝心相立候様御取扱ヒ成下候はゞ、此度末寺申願之通ニ相成候はゞ、郡内法中和合仕、御坊所御繁昌之基と誰有奉候と申上候處。左様候へば、此度ハ末寺申願之通申付候間。猶其方共願の趣も慥に聞届ケ置、先ツ今日は引取べしとヒ申付、同日夜半ニ販宅いたし其後鷺森御坊輪番所より、西圓寺賢信仰召ニ付罷出候處、日坊御留守居好淨寺命終之後、同寺新發意へ相願度旨、日高御中より被願出候付、願之通聞届ケ候義ハ勿論ニ候。然處其寺湯川直春の由緒を申立連々申出ノ趣、尤先役恩性寺取扱之々御記録取調候處相違無之候。何れ御殿へも窺候處、其寺において不調法の義も有之候得共。是又年曆を經る事ニ候へ

ば、御
可ヒ申
末寺申
申事故、
申、此段
相弁、先
内法中和
上候。然
御免被成
御奉行所
保六年未
日二入
代絹袈
夫より
用番嶌
被成下
實二御
付。此
早速御
處、同

慈悲の御沙汰を以、由緒正敷家柄に候へば、尤其方へ御役
付候御熟意。且又寺社御奉行所ハ勿論之事、夫二付段々御
被是呼寄御糺二相成候得共、一統連判の上強而好淨寺へと
此節其方へヒ申付。而は第一御坊所の御爲方二も相成不
可上恐入候付、而ハ其身之爲二も不宣候間。此段能々被
ツ此度之處は今一應御末寺中願之通り二相成候はゞ、郡
合いたし、以後の爲二も相成可申候間。此段御請可ヒ申
二其方由緒二付、此度格別之御沙汰を以、一代國絹袈袈
候之間。是亦難有御請可申上候様御申渡二相成。猶寺社
二於ても、右同様御申渡二付、早速御請書差出候付。天
十月、好淨寺先住新發意賢隨へ、御留守居職被申付同月晦
院相成候事。天保七年丙申西圓寺住職賢信へ、思召を以一
袈裟受可被仰付旨二付、五月晦日國元發足六月六日京着、
八月三日迄在京、七月廿六日御殿御さ屋之間二おいて、御
田左兵衛殿より、國絹袈袈裟受被仰付、同月廿九日御免許
候。夫二付未々四尊之御影無之候付、御次第不立候条、
殿二も御迷惑二被思召候間、右御影可御願出候様被仰付候
段國元へ掛合候處、門徒共より御請可申上様との義二付、
影願込飯國いたし候事。夫より寺檀共種々心配いたし居候
年之秋大凶作、翌年二至り米穀大高直ね二相成り、未々の輩

野山之
るもの
なる願
の嚴命
八年酉
ハ上
相成。
以て、
坊、其以
賢信命終。
院様・御開
御免ヒ成下。
三男眞超并當
奉御下向被爲

草・或ハ木の實之類を食し、一命を繫キ兼。道路ニ餓死す
其數を知らず。俗に三百目年年目?といふ。此の如きの飢饉いか
望ありといへども、中々容易ニ可成時にあらず。雖然本寺
難黙止、寺担心を勞すること、言語に絶えたり。然処天保
九月、誓詞上京被仰出候付、御影様御冥加金調進不仕り、而
京難致、又々心配其段門徒末々迄、示談ニ及候處中々決択難
夫故時之世話人粉骨之出精ニ依つて、三拾兩余之金子調達
十月十五日發足上京、血誓故障なく相濟十一月十三日皈
來少々不快之処、次第ニ重病に相成り、終ニ極月十二日
翌天保九年戊戌五月十三日、太子・七高僧・前住信明
山様右四尊之御眞影、御用番池永大隅介殿御次所を以
同年八月御迎之爲當寺住職代として、和田浦常德寺
寺門徒九兵衛・喜太夫・文助右四人上京、無矣事供
在候事也。

扱又御坊御留守居職好淨寺賢隨、去ル天保六未十月より安政年度
之未、萬延之比迄相勤、自然不販衣ニ相成、自分より辭職ス。夫
より近寺五カ寺、月番を以御留守居代勤いたし候。

已上

名屋浦源行寺ハ蓮如上人御開創。其祖先ハ湯川左衛門次郎ト云。

此左衛門次郎ハ、湯川直光四代前湯川直永ノ兄弟歟又ハ子ならん
ト云傳ふ。

也。
之候
年已

吉原浦松見寺ハ開基相不知、元日高三十六道場之内にて一向宗
文祿三年より寛永十二年迄四十二年、乘圓と申僧住持にて有
處、寛永十二年二天台二改宗し、其後十九年ハ罷在、承應二
年九十一歳ニ而相果申候。

惠解の鳳生寺ハ、湯川氏七世天誉居士の建立にて、禪僧箕外和尚
の開基とひふ。湯川氏の時近郷及熊野村ニ寺領ありしと云フ。佛
殿の傍、直光の木像を安置す。

小松原法林寺ハ直光の建立。其三男法号存誉の開基。存誉自筆の
位牌あり。

吉原浦閑壽寺ハ天文年中、湯川乘圓俗名糸之亟晴復開基、二代目
ハ了圓。

開キ乘圓之儀、年号月日不詳候故、あらゆる處穿鑿致したるに、
旧紙の中に而分り難く候へども、唯湯川と御の字と分り、又永祿
二歟三歟是に而已分り候。津らく年代記を以考ふるに、當寺開

基僧ハ天文年中とあり、天文元年より永禄二年迄ハ二十八年二なれば、此の年ニ尤乗圓命終致し、其法名なるものか、依之是を思ふに能相當る歟。

然ハ開基乗圓事、年月忌日定るならずといへども、右永禄二十三年之頃より、繰求め年忌前後なる共、年回相當て喜歟[?]、永禄二年より今天保十四卯年迄二百八十五年二成。

日本僧

墨染め衣は着ても君か爲
赤き心はかはらざりけり

某老人ニ示す

花を見て楽しむ翁心せよ
長閑き春も嵐吹くなり

本書故森彦太郎先生藏書より転寫す

昭和貳拾八年貳月拾貳日

清水 長一郎

あとがき

本書原本は森彦太郎先生の所藏に係り、昭和廿八年貳月拾貳日寫本せるものなり。

今回、湯川氏の依頼により『湯川記』・『湯川實記』を写本せる際、同じく湯川一族関係の記事多ければ写本せり。

文中誤字せる分、不明の文字あるも考究の日時なければ、そのままとす。

清水 長一郎

右までは父が森彦太郎先生藏書の『日高御坊來由・附湯川傳記』の内『日高御坊來由』である。昭和貳拾八年貳月拾貳日に森先生の藏書より毛筆で転寫してあり、次頁から『湯川實記』が写本されている。年月不詳なるが、右あとがきの通り、ペン字で市販の原稿用紙に再録の『日高御坊來由』も在り、双方参照しながら活字化したのが、其の後『御坊市誌史料編 I』の中に、『日高御坊來由』は、『日高御坊汁物田畠名寄帳』・『菌御坊住職歴代書 上』の項に収録されているのが判った。

平成十六（二〇〇四）年三月三十一日

清水 章 博

湯
川
傳
記

湯川傳記

元祖 甲斐源氏武田三郎忠長 法名五峰居士

新羅三郎義光七代後胤 武田次郎範長四男也

一書二曰 義光六代末裔武田大膳太夫信光二男 武田悪三郎信忠
父勘當人平泰時種々扱ひ給へ共曾テ同心セズ 後紀召熊野二至ル
是湯川ノ祖也ト云フ

武勇の譽れ世に高かりける。勅勘を蒙り熊野湯川に遠流せらる。其
も、 此熊野二賊徒ありて人民をなやます。帝都より討手を下しけれど
出し 幽谷に隠れて亡し難し。爰に武田三郎彼悪賊を、岩神峠ニかり
ハ抜 組んで谷底へ落る。則賊をおさへて首をかりんとするに、太刀
二名 て鞘計り残りぬ。見上れば太刀岩の上に留りたり。神力不思議
の首 劔にて、おのれとすべり落て三郎の手に渡りしかば、遂ニ悪賊
三寶寺系圖 を斫て亡しける。帝御感斜ならび勅勘を許され、剩へ牟婁郡を
賜り

今二千手村 人民の厄難を救ふによりて京都六波羅 此れより件の太刀を岩すべりと呼
湯川太良左 より牟婁一郡永代与堵の御教書を賜はる

衛門方二持 び、 夫れより芳養庄内梅といふ所ニ居住す。

傳ふ 二代 湯川庄司光長 法名天心道誠

三代 武田彌太郎光春法名祖印宗源

に、
手二
代安
の旗
首を

此彌太郎勇力人二勝れ、本宮の湯の峯にて天狗を切し、羽切丸の太刀是、又家の重寶也。其時天下大二乱れて、後醍醐天皇野勅命によりて、宮方の武將新田義貞・楠正成、武家の大將足利尊氏と合戦止時なく、紀伊國の八庄司湯川・玉置・恩地・牲川・貴志・荒川・湯淺・田辺の別當も、皆吉野宮方二成りける。彌太郎いかゞ思ひけん。延文五年の春足利新將軍義詮の御屬し、數度武功あるに依りて、有田・日高・牟婁の三郡永堵の御教宣を賜り、日高郡龜山の峯二城櫛を構へ、紀伊國頭として代々足利公方へ仕へける。此時湯川の門の扉に落書く。

宮方の鴨頭[?]になりしゆのかわも

都に入りて難の香もせず

作者 □□の庄司

四代

湯川小次郎秀景 法名天源宗泉

三宝寺系圖 五代

湯川庄司弥五郎秀光より天章慶祐

七代円感視公 六代

湯川庄司弥三郎秀直 法名湯白源清

八代天龍源譽 七代

湯川中務少輔太郎秀直 法名天龍源譽

此時惠解の鳳生寺を建立し禪僧箕外和尚を開基とす。

八代

湯川庄司五郎直長 円感視公

九代

治部太輔三郎直和 一河宗純

十代

宮内少輔政春

岱宗建康 釋迦寺

此政春軍學・和歌の道にも達しける。足利將軍義澄の代二、南方副將軍となし、錦の直垂ひたたれを給りける。有時政春野邊に出でて岩すべりの太刀を抜きければ、刃風に麻の切れければ、それより麻丸といふ。政春常二連歌を好み宗祇を師友とし、歌仙臺を建てゝ會をなすといふ。

宗祇天下の宗匠二擧られし時

阿らぬ名をかるや山ひこ郭公

宗祇

只卯の花山は嶺の白雪

政春

十一代湯川民部少輔直光 祥岩宗吉

三寶寺系図

直治 法名

詳岸宗吉

此直光迄龜山二在城しけるに、山高して寒雪強ければ小松原二構えて、常に居住す。子息直春の代二至りて、三郡の人夫を集めて堀をほり、矢さ渡をあけ城郭堅固二成る。其此畠山高國の子息右京太夫高政は、和泉・河内・紀伊三ヶ國の守護にて、河内國高屋二在城しける。湯川・玉置は公方へ出仕被致し、右高政の旗下なりければ高政へ出仕す。其の此阿波國三好修理太夫の叛逆により、高政紀伊國へ下向して湯川をたのまれければ根來寺の宗徒も馳來たり。泉・河・紀三國の勢を催し泉菟久米田に押寄せ三好實休を討取り、夫より三好修理太夫が立籠もる飯盛の城を取囲ミ、四月五日より五月十九日迄責めけれど

も、
表へ
直光
守に
夫・
門等

要害堅固なりければ落ず。然處二三好が舎弟攝津守天王寺
中入し戦ひしかば、高政叶はじと高屋城へ引退けり。湯川
も飯盛より教興寺へ打出で、高屋へ入んとしけるを攝津
隔てられ、直光初め湯川常刀・湯川右衛門太夫・湯川甚太
丸山孫四郎・目良治郎堪清・同五郎堪経・侍大將林重左衛
残らず討死す。干時永禄五年五月二十日也ヤ。

湯川家二八七十三人・國衆二八五十余人・根来寺二百餘人
都合三百餘人同日討死

三寶寺系圖

然れども直治老人口切抜け浪花の御坊へかけこみ、本願寺の寺務證如上人に對面
す。上人いたはり慰たまひ、其後騎馬參拾人を副へ南紀小松原野居城へ送る。直
治此恩を謝ぜんがた爲二、吉原浦へ九間四面野草葦野御堂を建立し、有田郡星尾
山神光寺之靈佛立像野阿弥陀を取來たり本尊と候。直治次男治部少輔信春入道祐
存此寺二住す。其後證如上人自身野姿を繪出世。裏二吉原御坊舎常住枝と奉記し
て住持與へらる。これ蘭の口坊の寶物なれる。

十二代湯川中務少輔直春 光峯淨照

小松原の城二住し一族郎等評議せるは、紀伊國の武士秀吉二隨
はざるの間、近二討手をさし向けらるゝ由。いかゞせんと衆議
まちくゝなり。直春は秀吉へ従ふ心なし。爰二和佐城主玉置大
膳亮直和と申ハ、直春の聳なりければ、便を立てゝ秀吉へ敵対
の趣申隨なれども、玉置は秀吉へ会躰にて直春へ同心なし。依

りて直春娘を取飯し後、軍をんと嶋右馬丞を以迎の輿を遣しけれども、玉置が妻使者に對面して申す二ハ、親子引分れ敵味方と成ること、天の恐ありといへ共、夫婦の契りを結び御節二至り、何故二夫を見捨て候のべきやと、戻る扁き氣ざし那し。今は力及ばず、古田外記・脇田藤六・林和歌太夫・玉井善左衛門・丸山主計・平井・荊木・塩路・高垣都合其の勢式百餘騎、和佐手取り城へ押し寄を、戦ひ中半二玉置より秀吉公へ、湯川叛逆なりと註進す。依りて秀吉下向と聞きしかば、直春軍を止て本城に販る。天正十三年秀吉公より大和大納言秀長卿・羽柴中納言秀次卿數万騎を引卒し、紀伊國へ発向し三月廿四日二根來寺を攻落し、同月太田の城を崩し、熊野へは仙石權兵衛・尾藤左衛門等海陸より込入りの由聞へしかば、小松原の城へ集る人々には、湯淺權之頭・宮崎右馬丞等群集するといへとも、領在田・雜賀之ミちくく・比井浦・三穂の海中に兵船數万艘見えければ、小松原野城へ火をかけ、直春熊野へ落候。相從士には湯川兵部安藝守宗慶・上野城主湯川兵部太夫・泊城主湯川式部太夫教春・同苗熊之助春次等都合其勢二百餘騎。三月廿六日小松原の城を出て、其夜芳養泊城二着す。翌廿七日芳養奥龍神城に入り、夫より近露の横矢乃館二移る。次第二集る湯川の勢三百餘騎にして、專防戰の調略を相成しにける。上方の大將仙石權

す。
ず、剩
其臣等
山三郎
杉若越
ども、
去の後
文祿四
九年淺
年淺野
立越し

兵衛・尾藤久右衛門・藤堂興右衛門・蜂須賀彦右衛門・宇野若狭守・青木勘兵衛・杉若越後守等其勢三千餘騎。芳養泊の城に入替り、田邊の宿へ陣を張る。至ル所之神社・仏閣・民家・小屋まで焼拂、農夫は山村二遁散りて家業を忘れたり。直春は山本主膳等と手を合し、潮見峠の難嶮二自在ニ引受て日々軍止む時なし。五月上旬より七月中旬まで責戦ふといへども、乎々皓砦を不憫軍終に落居す。翌天正十四年秀吉公より、本領安堵爲る扁き旨二付、直春一族三百餘人を率ゐ、和彥郡山城二參觀

山本主膳も是に従ひ、秀長二謁せんとすれども數日許さへ七月十六日直春を旅舎に毒殺し、主膳を浴室に殺す。驚き怒りて殉死する者多し。爰に湊右京遁れ販りて、栗と共に残兵を集て芳養泊の城を責て、太閤より置く所の後守を斬て、先君の遺靈を慰めんとて、城を襲ふといへ克すて戦死す。直春の子息湯川丹波守直行は、父直春卒大和大納言秀長卿より、知行七百石賜り郡山に伺候す。年大納言殿御生害、直行浪人紀彥九度山に住す。慶長十野但馬守殿より、先知七百石賜り大阪兩陣相勤。元和五家國替藝彥廣嶋城二移る。此時湯川直行も隋住、彼地へ候もの也。

天正十三年乙酉秀吉公舎弟大和大納言秀長卿の御領となる。

家臣一安堵卯若山二在城す。知行七万石。慶長五年庚子淺

野紀伊守領之、同十八年同苗但馬守領之、同二十丁卯年大

坂落城、同年五月七日元和改元、元和五年己未年八月十五

日南龍院御頼宣卿任國、紀伊七郡百二十九邑村数千七十五

村、家數六万六千三百六十一棟、内三千九十六棟若山分也。

知行高三十七万六千五百六十二石五斗八升六合

巳
上

本書故森 彦太郎先生藏書より転寫す

昭和貳拾八年弐月拾弐日

清水 長一郎

記』

本書は『湯川實記』・『甲斐源氏湯川實記』・『湯川記』・『御坊由來
等、湯川氏関係の写本の内の一冊なり
平成十六（二〇〇四）年四月六日

清水 章 博